

原議保存期間	5年(令和11年3月31日まで)
有効期間	一種(令和11年3月31日まで)

各都道府県警察の長 殿  
(参考送付先)  
庁内各局 部 課 長  
各 附 属 機 関 の 長  
各 地 方 機 関 の 長

警察庁丙鑑発第14号  
警察庁丙刑企発第34号  
令和6年3月29日  
警察庁刑事局長

DNA型鑑定の運用に関する指針について(通達)

DNA型鑑定については、「DNA型鑑定の運用に関する指針について(通達)」(平成31年3月29日付け警察庁丙鑑発第24号、丙刑企発第93号。以下「旧局長通達」という。)、 「DNA型鑑定の運用に関する指針の運用上の留意事項等について(通達)」(平成31年3月29日付け警察庁丁鑑発第502号、丁刑企発第84号。以下「旧課長通達」という。)等に基づき統一的に運用してきたところであるが、引き続き、別添のとおり運用することとしたので遺漏のないようにされたい。

本通達は、科学警察研究所長と協議済みである。また、旧局長通達及び旧課長通達は廃止する。

別添

## DNA型鑑定の運用に関する指針

警視庁及び道府県警察本部の科学捜査研究所（以下「府県科捜研」という。）が行うDNA（Deoxyribonucleic acid：デオキシリボ核酸）型鑑定については、下記に定めるところによるものとする。

### 記

#### 1 目的

この指針は、府県科捜研が行うDNA型鑑定に関し、必要な事項を定め、もってDNA型鑑定の適正な運用を図ることを目的とする。

#### 2 DNA型鑑定の意義及び活用の目的

##### (1) 意義

DNA型鑑定は、ヒト身体組織の細胞内に存在するDNAの塩基配列の多型性に着目し、これを分析することによって、個人を高い精度で識別する鑑定法である。

なお、この鑑定は、遺伝病等の特定の遺伝形質の有無やその内容を分析するものではなく、また、そのようなことが可能な鑑定法ではないことをよく理解しておかなければならない。

##### (2) 活用の目的

DNA型鑑定は、血痕等の現場資料からの被疑者の特定、被疑者でない者の捜査対象からの除外等の個人識別に活用するものとする。

#### 3 鑑定員

DNA型鑑定は、高度な専門的知識及び技能を必要とするほか、警察における統一的な運用を図る必要があることから、科学警察研究所の法科学研修所において所要の研修課程を修了し、科学警察研究所長が交付するDNA型鑑定資格認定書（以下「認定書」という。）を有する鑑定技術職員（以下「鑑定員」という。）が行うものとし、鑑定書は、鑑定員が作成するものとする。

なお、認定書を有しない鑑定技術職員が検査補助者として作業に当たることは差し支えない。

#### 4 検査施設、鑑定方法等

DNA型鑑定に係る検査は、検査機器及び検査試薬（以下「検査機器等」という。）の使用条件等に従い、次に基づいて行わなければならない。

##### (1) 検査施設について

DNA型鑑定に係る検査は、その安全性を確保するため、DNA型検査施設（空調設備及びエアシャワー付きのクリーンルームを備えたDNA型検査専用施設のこと。以下同じ。）等において行うものとする。

また、DNA型検査施設は定期的に点検を行い、おおむね以下に掲げる性能の維持に努めなければならない。

ア 温度 25℃を超えない程度

イ 湿度 60%を超えない程度

ウ エアークリーン度 J I S 清浄度クラス7程度

なお、DNA型鑑定に係る検査工程のうち、DNAの抽出からPCR増幅のために試料と増幅試薬を混合して密封するまで（以下「PCR増幅装置使用前」という。）の工程は、DNA型検査施設において行い、PCR増幅装置を使用する以降の工程は、少なくとも、PCR増幅装置使用前の工程と場所を明確に区分して、空調設備を備えた検査施設において行わなければならない。

## (2) 鑑定方法等について

鑑定は、科学警察研究所長が指定する手順により実施するものとする。

また、検査機器等については、科学警察研究所長が指定したものを使用することとするが、検査機器等が指定されていない場合は、一般的にDNAの研究目的で市販されているものを使用して差し支えない。

## 5 鑑定資料

### (1) 鑑定対象資料

DNA型鑑定の対象となる資料（以下「資料」という。）で、その主なものは次のとおりである。

ア 血液（次のイに掲げる血液を除く。）・血痕、精液・精液斑、精液及び膿液等の混合液・混合斑、唾液・唾液斑、毛根鞘の付いた毛髪、皮膚、筋、骨、歯、爪、臓器等の組織片

イ 被疑者又は被害者等から提出を受けた口腔内細胞及び被疑者の身体から採取した血液

### (2) 鑑定資料取扱上の留意事項

#### ア 採取時等の留意事項

資料の採取等に当たっては、次に掲げる事項に留意すること。また、採取状況、採取経過を明らかにするなど証拠能力の確保に努めるとともに、資料を取り扱う際には、資料の汚染防止や他の資料との接触及び混同等の防止に十分配慮すること。

(ア) 凶器や着衣等、持ち運びが容易なものに付着した血痕や精液斑等は、付着したままの状態で採取することが原則であるが、持ち運び困難なものに付着しているなどこれにより難しい場合で、乾燥して血粉状又は鱗片状を呈するなど剥離可能な場合は剥がし取って採取すること。前記の方法のいずれにもより難しい場合には、蒸留水又は生理的食塩水で湿らせたガーゼ又は綿糸等に転写するなどして採取すること。この場合、鑑定の容易性を考慮し、できるだけ濃い状態での採取に努めなければならない。

- (イ) 未乾燥の、又は流動性を有する血液（(1)イの血液を除く。）、精液等は、注射筒等を用いて資料を容器に入れて採取すること。
- (ウ) 死体の心臓血及び筋、臓器（心臓、肝臓、腎臓等）等の組織片については、損壊していないものを採取するよう努めること。
- (エ) 毛根鞘が付いている毛髪は、一本毎に個別に採取し、適切な容器等に入れるなどして毛根鞘の脱落防止を図ること。毛根鞘が付いている毛髪を収納する際の収納容器については、毛根鞘が密着して剥離が困難となるものは避けなければならない。
- (オ) 血痕を検索する際に使用するルミノール試薬、精液斑を検索する際に使用するSMテスト試薬等の噴霧については、その使用回数によってはDNAを破壊するおそれがあるため、その使用は必要最小限度として、2回程度にとどめること。
- (カ) 資料として被疑者、被害者等から口腔内細胞の提出を受け、又は被疑者から血液を採取する場合には、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）等の定めに従い適切に行うこと。

なお、資料の採取に当たっては、鑑定に必要な量を採取するものとする。

- (キ) 口腔内細胞の提出を受ける際は、滅菌等された適切な採取キットを使用するとともに、付属の説明書に記載されている指示に従って採取させた後、提出者に封印を求めること。また、採取資料を汚染することのないよう十分注意すること。
- (ク) 血液を採取する際は、必要以上に採取しないように心掛けること。採取した新鮮血については、検査の容易性を考慮して、凝固防止剤（EDTA等）を用いて凝固防止に努めるものとする。

被疑者の身体からの採血は、その形態にかんがみ、鑑定処分許可状の発付を得て行うこと。さらに、採血に際して被疑者の抵抗が予想される場合など、直接強制が必要な場合は、鑑定処分許可状と併せて身体検査令状の発付を得て行うこと。

- (ケ) 採取等した資料は、鑑定嘱託するまでの間、資料の変質防止等に努めるとともに、他の資料との接触及び混同を防止するため、採取等年月日、事件名、資料名等を記載したラベルを貼付するなどして個別の容器に収納保存すること。また、必要に応じ、凍結破損しない容器に収納して、冷凍庫又は超低温槽において保存すること。

#### イ 現場資料の鑑定及び鑑定後の留意事項

- (ア) 鑑定はなるべく資料の一部をもって行い、当該資料の残余又は鑑定後に生じた試料（府県科捜研において鑑定に使用するため資料から採取等して分離した物をいう。以下同じ。）の残余は、再鑑定（府県科捜研が行うDNA型鑑定自体が将来高度化するなどの鑑定技術の進歩向上等を踏まえ、捜査の必

要により行う再鑑定も含む。)に配慮し、保存すること。この際、冷凍庫や超低温槽の活用を図ること。試料の残余が生じた場合は、鑑定員が鑑定嘱託をした警察署等へ資料の残余とともに返却するものとする。この際、鑑定書等において、試料の採取部位とその残余の関係を明らかにし、鑑定後に返却した旨記載するなど、それぞれの関係性が担保されるよう配慮すること。

なお、鑑定後に生じた試料の残余で再鑑定が可能と認められれば、試料の残余のみ冷凍庫等で保存することで差し支えない。

- (イ) 資料の残余又は試料の残余は、他の資料との接触及び混同を防止するため、個別の容器・袋等に収納保存すること。

なお、保存容器は凍結破損しないものを使用すること。

- (ウ) (ア)の保存に当たっては、資料の残余については採取・保存年月日、事件名、押収した際の資料名等を、試料の残余については同表記に加えて資料の残余との同一性を明らかにする事項を記載したラベルを貼付するなどして分類保存するとともに、保存簿冊を備え付けるなどして保存の状態を明らかにしておくこと。

#### ウ 口腔内細胞等の資料の措置

(1) イに掲げる資料について、残余が生じた場合には、次により措置するものとする。

- (ア) 被疑者、被害者等から任意提出を受けた口腔内細胞については、任意提出書の提出者処分意見欄の記載に従って措置することとなるが、警察に廃棄の処分を委ねられている場合はこれを廃棄すること。
- (イ) 鑑定処分許可状等により被疑者の身体から採取した血液については廃棄すること。
- (ウ) 被疑者の身体から採取した血液等の「廃棄」とは、刑事訴訟法第121条第2項に定める押収物の廃棄処分とは異なり、鑑定処分許可状の性格上、当然に廃棄できるものをいう。すなわち、資料収集の手段、方法等は、鑑定に必要かつ相当と認められる範囲のものであることが要求されていることから、鑑定処分許可状により採取する血液等は、鑑定目的を達成するために必要相当量でなければならない。しかし、鑑定終了後、たとえ微量であっても、残量を生ずることは当然に予定されることである。この場合、血液等の破壊という鑑定に必要な処分を許可する鑑定処分許可状の発付を受けて採取したものである以上、その処分については受鑑定人に委ねられており、これを廃棄することは当然に許容されるものと解される。

#### 6 鑑定書等の取扱い及び保管

鑑定書その他鑑定結果又はその経過等が記録されている書類には個人情報が含まれるため、刑事訴訟法第196条、犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）第9条及び国家公務員法（昭和22年法律第120号）第100条又は地方公務員法（昭和2

5年法律第261号) 第34条の定めに従い、適切に取り扱わなければならない。

また、「その経過等が記録されている書類」とは、鑑定に用いた検査方法やその経過の記録(ワークシート等)、鑑定結果に関わる各種分析データ等を意味するものである。これらは鑑定の客観性・信用性を担保するものであることから、将来の公判等に備えるほか、鑑定内容の確認や精査等が必要となる場合に備え、適切に保管しておくこと。